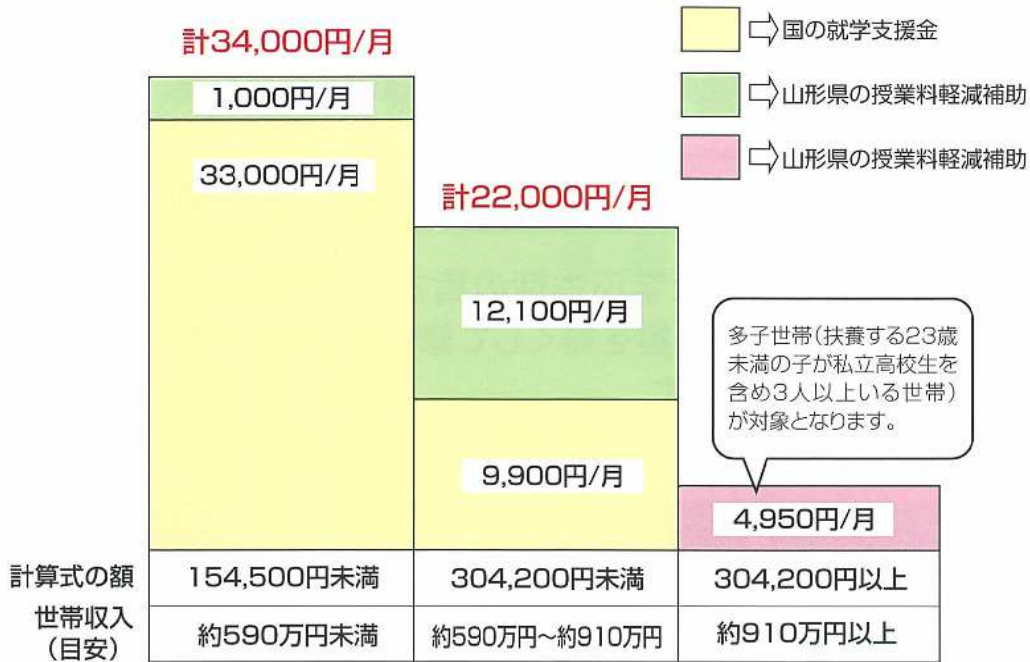


就学支援金・授業料軽減事業費補助金の支給額（月額）



※ 上記世帯収入区分は16歳以上～19歳未満の子1人、16歳未満の子1人の2人の子を持つ世帯をモデルとして記載。
 ※ 「34,000円/月」は、全日制課程の水準であり、通信制課程については25,750円/月となります。
 ※ 支給額は、各私立高校の授業料月額が上限となります。
 ※ 山形県内の私立高校に通う生徒が対象となります。

「計算式の額」は、次のとおり算定します。

●市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

上記による算出額<154,500円…34,000円/月に該当

上記による算出額<304,200円…22,000円/月に該当

※政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じて計算

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)



お問い合わせ窓口

○申請の時期や手続き方法、授業料の支払に関することは、各私立高校の事務室にお問い合わせください。

2 入学時納付金に対する補助

●対象となる世帯

生活保護世帯・交通遺児等に該当する世帯

●減免額

入学時納付金のうち、生活保護費で支給される額を除く全額
(返済不要です。)

●必要な手続き

申請書類の提出が必要となります。
(提出期限等は私立高校の指示に従ってください。)

